

## 大田市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン

### (目的)

第1 このガイドラインは、大田市内において再生可能エネルギー設備（以下「設備」という。）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者（公共団体を除く。）が、自治会並びに住民及び近隣地権者等（以下「住民等」という。）に対して計画の概要を明らかにすること及び設備の設置等に当たり配慮すべきことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象設備)

第2 次に掲げる設備を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした設備、大田市民間開発事業指導要綱及び環境影響評価法に該当するものについては対象外とする。

- (1) 太陽光発電設備（10kw以上）
- (2) バイオマス発電設備（10kw以上）
- (3) 風力発電設備（10kw以上）
- (4) 小水力発電設備（10kw以上）
- (5) その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備（10kw以上）

### (対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

### (調整事項等)

第4 事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。

- ① 関係法令を遵守すること。（別表1参考）
- ② 風力発電設備においては、住宅等（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む）から200m以上離れること。
- ③ 立木竹等を伐採する場合は、自然環境に与える影響を最小限にとどめること。
- ④ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。
- ⑤ 急傾斜地等への設置は災害防止の観点から極力避けること。
- ⑥ 周辺の景観に配慮すること。
- ⑦ 周辺の生活環境に配慮すること。

### (事前確認)

第5 事業者は、次に掲げる事項について考慮し、または調整等を行うよう努めるものとする。

- ① 事業者は、計画概要が明らかになった時点で設置等に係る環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民等に対して説明会を行い、理解を得るように努めること。また、説明会の内容について事業計画とともに市へ報告すること。
- ② 事業者は、住民等から出された質疑、意見等には誠意を持って対応すること。
- ③ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告すること。
- ④ 事業者は、設備に起因して発生した苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。

(適切な管理)

第6 事業者は、設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うよう努めるものとする。

(1) 管理看板の設置

事業者は、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、連絡を取ることができるよう、設備の名称、設置場所の住所、設備の発電出力、連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることのないようフェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(3) 設備敷地内の除草及び清掃

設備の敷地内は、除草や清掃を定期的に行うこと。

(4) 設備が破損した場合の対応

災害その他の事由により設備が破損した場合、事業者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 設備設置後の住民等への対応

事業者は、設置後に住民等から申し入れ等（騒音、電磁波等周辺環境への影響など）があった場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。

(6) 設備を廃止した場合の対応

設備を廃止した場合は、速やかに撤去しその跡地について、原状回復に努めるなど、適切な措置をとること。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を講じること。

(その他)

第7 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

(施行期日)

第8 このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

(別表 1)

| 法規                    | 内容                           |
|-----------------------|------------------------------|
| 河川法                   | 河川区域内での工作物の新築や掘削許可等          |
| 港湾法                   | 港湾区域内等での占用許可等                |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域内での工作物の新築や掘削許可等    |
| 砂防法                   | 砂防指定地域内での工作物の新築や掘削許可等        |
| 地すべり等防止法              | 地すべり防止区域内等での工作物の新築や掘削許可等     |
| 農業振興地域の整備に関する法律       | 農用地区域の該当有無                   |
| 森林法                   | 伐採届等、林地開発許可、治山事業             |
| 農地法                   | 農地からの転用許可等                   |
| 文化財保護法                | 埋蔵文化財包蔵地・指定文化財・登録文化財の該当有無    |
| 大田市伝統的建造物群保存地区保存条例    | 建築物・工作物の許可等                  |
| 石見銀山景観保全条例            | 建築物・工作物の許可等                  |
| 自然公園法                 | 自然公園区域の該当有無                  |
| 大田市自然環境保全条例           | 保全地域内において一定の行為をしようとする場合      |
| 都市計画法                 | 建築物・工作物の許可等                  |
| 景観法                   | 景観計画区域内において一定の行為をしようとする場合    |
| 大田市景観条例               | 景観計画区域内において一定の行為をしようとする場合    |
| 騒音規制法・振動規制法           | 建築物・工作物の設置工事等で重機を使って作業する際の届出 |
| 建築基準法                 | 建築物・工作物の許可等                  |

※上記は主な規制内容について記載したものであり、実際の条件等により記載以外に関係する法令もあります。

※再生可能エネルギーの種類・設置場所によって対象になるもの、ならないものもありますので、参考としてご確認ください。